

令和3年1月12日

会員の皆様

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会  
千代田中央支部 支部長 浅野 達哉

## 新型コロナウイルスに関する当支部の対応について【更新】

(2021/01/12 更新)

平素は当支部の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による令和3年1月7日の国の緊急事態宣言の発令および東京都の緊急事態措置を受け、当協会では、令和3年1月12日より当面の間、下記のとおり業務時間の短縮並びに一部業務の休止を実施しますので、お知らせいたします。

記

### ◎ 窓口業務・電話業務時間の変更について

- ・業務時間は10時30分～15時30分となります。

※尚、ご来所の際は、マスクの着用、手指消毒など、感染対策へのご協力をお願いいたします。

東京都宅地建物取引業協会での対応についてはこちらをご参照ください。

<https://www.tokyo-takken.or.jp>

引き続きのお願いとなりますが、下記の件ご協力の程よろしく願いいたします。

- ・ご来訪下さる前に、事前予約をお願いいたします。  
支部 web サイトのお問い合わせ、お電話、FAX、メールにて受け付けております。

### ■お問い合わせ、ご来訪の事前予約は

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 千代田中央支部 事務局

TEL 03-3293-0878 FAX 03-3291-3324

[info@chiyoda-chuo.gr.jp](mailto:info@chiyoda-chuo.gr.jp)

以上